

加盟店情報の取扱いに関する同意確認書 兼 加盟申込に関する誓約書

当社は、貴社の定める「ペイジェント決済代行サービス会員規約」（以下「本規約」という。）に同意の上、提出した「ペイジェント決済代行サービス会員登録申込書」に付随して、本書を、下記内容を了承の上、提出いたします。

西暦 年 月 日

法人名

所在地

代表者名

印（会社実印）

第1条（加盟店情報の取得・保有・利用）

1. 当社およびその代表者（加盟の申し込みをした個人・法人・団体およびその代表者を含み、以下「加盟店」という。）は、株式会社ペイジェント（以下「ペイジェント」という。）が提携する各クレジットカード会社（以下、「各カード会社」という）が加盟店との取引に関する審査（二重加盟や二重契約の防止等の理由により他の加盟店からの加盟申込みや他の加盟店との取引の審査に際して加盟店情報を参照することがあります。）、加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査、加盟店規約に基づく各カード会社の業務遂行、各カード会社のクレジット関連事業その他各カード会社定款記載事業における商品開発、市場調査、加盟店の営業に関する新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、加盟店の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動並びにクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、テレマーケティング等の営業活動のために以下の情報（以下、これらを総称して「加盟店情報」という）を保護措置を講じたうえで各自取得・保有・利用し、かつ各カード会社が指定する範囲で共同利用することに同意します。なお、各カード会社の名称等を確認する場合は、下記ホームページ【各カード会社の「個人情報の開示・訂正・削除請求窓口」】をご確認ください。

https://www.paygent.co.jp/files/user/pdf/terms/personal_information.pdf

- ① 加盟店の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、法人番号、預金口座名義、預金口座番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店が加盟申し込み時および変更届け時に届け出た情報並びに各カード会社が加盟店に対して問い合わせた情報。
 - ② 加盟申込日、加盟承認日、加盟店契約日、加盟店契約終了日、取扱商品、販売形態、業種等、加盟店と各カード会社の取引に関する情報。
 - ③ 加盟店のクレジットおよびカードの取扱状況に関する情報および取引を行った事実（その取引内容、取引の結果、当該顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実）。
 - ④ 各カード会社が取得した加盟店及びその代表者のクレジット利用状況、支払い状況、支払履歴等に関する情報。
 - ⑤ 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項。
 - ⑥ ペイジェント及び各カード会社が加盟店または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の公的機関が発行する書類または公表された情報に記載もしくは記録された情報。
 - ⑦ 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報。
 - ⑧ 差押、破産の申し立てその他の加盟店に関する信用情報。
 - ⑨ ペイジェント及び各カード会社が加盟または決済サービスの追加を認めなかった場合、その事実および理由
 - ⑩ 加盟店の事業活動に関する行政機関、消費者団体、報道機関等が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）、および当該内容について、加盟店情報機関（加盟店に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。）加盟店情報機関の加盟会員および当社が調査した内容。
 - ⑪ 割賦販売法 35 条の 3 の 5 および割賦販売法 35 条の 3 の 20 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項。
 - ⑫ 割賦販売法に基づき同施行規則 133 条の 8 の規定による調査を行った事実および事項。
 - ⑬ 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項。
 - ⑭ カード会員からペイジェントおよび各カード会社に申し出のあった内容および当該内容について、ペイジェントおよび各カード会社がカード会員、およびその他の関係者から情報収集した情報。
 - ⑮ 加盟店情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）。
 - ⑯ 加盟店の代表者が他に経営参画する販売店等について、加盟店情報機関に前記⑨から⑭に係る情報が登録されている場合は当該情報。
 - ⑰ 上記の他会員の保護に欠ける行為およびカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報。
2. 本条にもとづく共同利用の管理責任者は当該情報を取得・保有・利用する各カード会社となります。
 3. 各カード会社は、本契約に基づく加盟入会審査、加盟後の管理、その他取引上の判断業務の全部または一部を、各カード会社の提携先企業に委託する場合には、加盟店情報の保護措置を講じたうえで、第 1 項により取得した加盟店情報を当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が利用することがあります。
 4. 各カード会社は、各カード会社からペイジェントの立替金または債権譲渡代金の支払事務等を第三者に委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む。）する場合に、加盟店情報の保護措置を講じたうえで、第 1 項により取得した加盟店情報を当該業務委託先に提供し、当該企業が利用することがあります。

5. 加盟店は、本条第1項①から⑦の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社のうち、JCBと加盟店情報に関して提携したカード会社（以下「提携会社」という）が、加盟申込審査、加盟店契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード等の利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとします。（提携会社は次のホームページに記載のとおりとします。<https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/>）
6. 加盟店等は、本条第1項①から⑦の加盟店情報のうち個人情報を、JCBが加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織（以下「共同利用会社」という）が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとします。（共同利用会社は、本条第5項記載のホームページに記載のとおりとします。）
7. 本条の規定は、本契約終了後も効力を有するものとします。

第2条（加盟店信用情報機関への登録・共同利用の同意）

1. 加盟店は各カード会社が利用・登録する加盟店信用情報機関（加盟店に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。
 - ① 各カード会社が、加盟店入会審査および加盟後の管理等取引上の判断のために加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟店信用情報機関」という）に照会し、別表の「共同利用される情報」欄記載の加盟店情報（以下「登録加盟店情報」という）が登録されている場合はこれを利用すること。
 - ② 登録加盟店情報が、加盟店信用情報機関が定める期間、加盟店信用情報機関に登録され、加盟店入会審査および加盟後の管理等取引上の判断のために当該加盟店信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
 - ③ 登録加盟店情報が、不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査および加盟後の加盟店管理および取引継続に係る審査等、並びに加盟店情報の正確性維持のための開示・訂正・利用停止等のために加盟店信用情報機関および当該機関の加盟会員によって共同利用されること。
2. 各カード会社の加盟する加盟店情報機関の名称、所在地、電話番号、受付時間、共同利用の目的、共同利用される情報、登録される期間、共同利用責任者等については、別表のとおりです。また、共同利用の範囲は、各加盟店情報機関のホームページにて確認するものとします。なお、各カード会社が加盟店契約期間中に新たに加盟店情報機関に加盟し、加盟店情報を登録・共同利用すること、または加盟する加盟店情報機関を退会することがあり、その場合、各カード会社はその旨を通知または公表します。

第3条（加盟店情報の公的機関等への提供）

加盟店は、ペイジェントまたは各カード会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準じる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に加盟店情報を提供することに同意します。また、ペイジェントまたは各カード会社が加盟申込時における審査、加盟後の適正についての再審査、その他取引上の判断のため、住民票等公的機関等が発行する書類を取得するに際し、公的機関等から加盟店情報の提供を求められた場合、当該加盟店情報を提供することに同意します。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 加盟店の代表者は、各カード会社および加盟店信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示、訂正及び利用停止するよう請求することができるものとします。なお、当該請求の窓口は下記ホームページよりご確認いただけます。

https://www.paygent.co.jp/files/user/pdf/terms/personal_information.pdf

2. 万一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には各カード会社は速やかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第5条（本同意条項に不同意の場合）

加盟店は、加盟店契約（本規約及び利用する決済手段に応じて各カード会社が定める加盟店規約に基づき加盟店とペイジェント及び各カード会社との間で締結される各契約をいう。以下同じ。）に必要な記載事項（加盟店申込書に加盟店が記載すべき事項）の記載および加盟店契約に必要な書類の提出を希望しない場合、または本書の内容の全部又は一部を承認できない場合、各カード会社が加盟店契約の締結を断り又は取引の解除の手続きをとる場合があることに同意します。

第6条（契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 加盟店は加盟店契約が不成立となった場合であっても、本申込みをした事実を、第1条および第2条の定めに基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間、ペイジェントおよび各カード会社が利用することに同意します。ただし、それ以外には利用しないものとします。
2. 加盟店はペイジェントおよび各カード会社が、加盟店契約終了後も業務上必要な範囲で、法令および各カード会社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意します。

第7条 (誓約事項)

加盟店は、自らが以下の①②③④のいずれにも該当しないことを表明保証し、ペイジェント及び各カード会社による調査の結果またはその他の調査の結果、加盟店が以下の①②③④のいずれかに該当することが判明した場合には、ペイジェント（各カード会社を含む）への加盟店申込みの対象から除外されることに同意します。

- ① 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っている者、または直近5年間に同法による処分を受けている者。
- ② 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っている者、または直近5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けている者。
- ③ GooglePayの利用に関し、日本国外に所在（国籍や居住地などを問わない）する顧客に対する通信販売でこれを利用する者。
- ④ EU域内に所在（国籍や居住地などを問わない）する顧客に対し通信販売を行う者、または一般データ保護規則（GDPR）が適用される通信販売を行う者。

第8条 (契約解除)

1. 加盟店契約締結後に加盟店が前条①②③④に該当することが判明した場合は、ペイジェント及び各カード会社が加盟店契約を解除することをあらかじめ了承します。
2. 前項に基づきペイジェント及び各カード会社が加盟店契約を解除した場合は、本規約に基づき解除されたものとみなしたうえで、本規約の他の規定が適用されることをあらかじめ了承します。

第9条 (条項の変更)

本書の内容は、ペイジェントおよび各カード会社が必要な範囲内で変更できるものとします。

〈別表：加盟信用情報機関、共同利用の目的および目的、登録される情報と登録期間等について〉

加盟信用情報機関の名称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
所在地	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル6階
電話番号	03-5643-0011
受付時間	月～金曜日（祝日、年末・年始は除きます）10：00～17：00
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM 会員」という。）における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報やそのおそれのある行為に関する情報を、各カード会社がJDMセンターに登録すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、加盟店のセキュリティ対策を強化することにより、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
共同利用される情報	<ol style="list-style-type: none"> ① 包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 ② 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店に係る苦情発生防止及び処理のために講じた措置の事実及び事由 ③ 包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ④ 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM 会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 ⑤ 利用者等（契約済みのものに限らない）から JDM 会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。） ⑥ 行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引法等について違反し、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報 ⑦ 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店によるクレジットカード情報漏えい等の事故が発生又は発生したおそれが認められた場合に原因究明や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由 ⑧ 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店におけるクレジットカードの不正利用の発生状況等により、当該加盟店による不正利用の防止に支障が生じ又は支障が生ずるおそれがあると認められた場合に、不正利用の内容や再発防止措置等を講じるために必要な調査の事実及び事由 ⑨ 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店がクレジットカード番号等の適切な管理の為に必要な法令が求める基準に適合していないことに関する情報 ⑩ 上記⑦から⑧に関して、当該加盟店に対して法令が求める基準に適合する、あるいは再発防止対策を求める等の措置を講じた事実と事由 ⑪ 上記②及び⑩の措置の指導に対して、当該加盟店が従わない若しくは法令が求める基準に適合することが見込まれないことを理由にクレジットカード番号等取扱契約を解除した事実及び事由 ⑫ 上記の他利用者等の保護に欠ける行為及びクレジットカード番号等の適切な管理に支障を及ぼす行為に関する情報 ⑬ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、法人番号、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑤の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。 ⑭ 加盟店の代表者が、他の経営参加する販売店等について、加盟信用情報機関に前号に係る情報が登録されている場合は当該情報
共同利用の範囲	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター（JDM 会員名は、下記ホームページよりご確認ください） https://www.j-credit.or.jp/
登録される期間	登録日（上記③及び⑦にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了又は本規約の解除の登録日）から 5 年を超えない期間
共同利用責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター

以上